

中野区教育委員会会議録 平成21年第10回定例会

○開会日 平成21年3月27日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時01分

○閉 会 午前 11時40分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員長職務代理	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会教育長	菅 野 泰 一

○欠席委員(0名)

○出席した事務局職員(5名)

教育委員会事務局次長	竹 内 沖 司
教育経営担当課長	小谷松 弘 市
学校再編担当課長	青 山 敬一郎
学校教育担当課長	寺 嶋 誠一郎
指導室長	入 野 貴美子
生涯学習担当参事	教育委員会事務局次長兼務
中央図書館長	倉 光 美穂子 (欠席)

○書記

教育経営分野	松 島 和 宏
教育経営分野	上 田 仁

○会議録署名委員

委員長	高 木 明 郎
委 員	飛鳥馬 健 次

○傍聴者数 3人

〔議決案件〕

日程第1 中野区教育委員会委員長の選挙について

日程第2 第11号議案 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第12号議案 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第13号議案 中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

第14号議案 中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

第15号議案 中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第16号議案 中野区立幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

第17号議案 中野区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

日程第3 第18号議案 中野区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

第19号議案 中野区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

第20号議案 中野区教育委員会電子計算組織等管理運営規則の一部を改正する規則

日程第4 第21号議案 中野区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

日程第5 第22号議案 中野区教育委員会の権限に属する区立学校の伝染病予防に係る臨時休業に関する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

日程第6 第23号議案 中野区立図書館規則の一部を改正する規則

日程第7 第24号議案 平成21年度使用教科用図書の採択について

〔報告事項〕

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

- ・ 3/13 東京都立永福学園視察について
- ・ 3/14 経済同友会教育フォーラムについて
- ・ 3/16 学校三師会研修会「学校における欠席者情報」について
- ・ 3/18 区立幼稚園修了式（かみさぎ幼稚園・ひがしなかの幼稚園・みずのとう幼稚園・やよい幼稚園）について
- ・ 3/19 区立中学校卒業式（第一中学校・第四中学校・第五中学校・中野富士見中学校）について
- ・ 3/19 東京都医師会学校医会について
- ・ 3/20 中野区ハイティーン会議について

- ・ 3 / 2 2 中野富士見中学校感謝のつどいについて
- ・ 3 / 2 3 区議会第一回定例会について
- ・ 3 / 2 3 区議会における教育委員人事案件の同意について
- ・ 3 / 2 4 区立小学校卒業式（啓明小学校・中野昭和小学校・江原小学校・東中野小学校・上鷲宮小学校）について
- ・ 3 / 2 5 中野昭和小学校・東中野小学校・第一中学校・中野富士見中学校閉校式について
- ・ 文教委員会について

(2) 事務局報告事項

(なし)

午前 10 時 01 分開会

高木委員長

おはようございます。

教育委員会第 10 回定例会を開会いたします。

本日、倉光中央図書館長は欠席でございます。

本日の会議録署名委員は、飛鳥馬委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、日程に入ります。

< 日程第 1 >

高木委員長

日程第 1、「中野区教育委員会委員長の選挙について」を上程いたします。

教育委員会の委員長の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 12 条第 2 項で 1 年と規定されており、私の委員長としての任期も、本日 3 月 27 日をもって満了いたします。そこで、本日の定例会において次期委員長の選挙を行いたいと思います。

選挙の方法につきましては、例年のとおり、中野区教育委員会会議規則第 5 条の規定に基づき、指名推薦の方法により行いたいと思いますが、異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高木委員長

異議なしと認め、指名推薦の方法により行います。

なお、指名推薦の方法は、委員長からの指名推薦の方法により行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高木委員長

それでは、次期委員長に、ただいま委員長職務代理者の大島委員を推薦したいと思えます。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高木委員長

異議なしと認め、大島委員を次期委員長に決定いたします。

<日程追加・先議>

高木委員長

それでは、ただいま次期委員長に大島委員が決定したことに伴い、委員長職務代理者が不在となってしまうため、委員長職務代理者の指定を行う必要が生じたので、ここで日程第8、「中野区教育委員会委員長職務代理者の選挙について」を追加し、先議することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

<日程第8>

高木委員長

異議なしと認め、日程第8、「中野区教育委員会委員長職務代理者の選挙について」を上程いたします。

委員長職務代理者の指定につきましては、委員長選挙と同様、中野区教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、指名推薦とすることにしたいと思います。

また、推薦は、委員長及び委員長職務代理の方、ともに事故のある場合を想定いたしまして、第1順位の方1名、第2順位の方1名の計2名の方をお願いしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高木委員長

異議なしと認め、委員長職務代理者の推薦につきましては、次期委員長に決定しました大島委員をお願いしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高木委員長

それでは、大島委員、推薦をお願いいたします。

大島委員

では、次期職務代理者として、第1順位に飛鳥馬委員、第2順位に山田委員をご推薦したいと思います。

高木委員長

ありがとうございます。

ただいま次期委員長職務代理者の第1順位に飛鳥馬委員、第2順位に山田委員が推薦されましたが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高木委員長

ご異議ございませんので、第1順位に飛鳥馬委員、第2順位に山田委員の2名を委員長職務代理者に指定いたします。

<日程第2>

高木委員長

それでは、日程第2に入ります。

日程第2、第11号議案から第17号議案までの計7件を一括して上程いたします。

それでは、議案の説明をお願いいたします。

教育経営担当課長

それでは、日程第2といたしまして、上程されました第11号議案から第17号議案までの計7件につきまして、一括してご説明申し上げます。

なお、議案の数が7件と数多くございます。また、改正の内容につきましても、幅広くございます。したがって、お手元に参考ということで「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、給与関係規則改正内容の概要」ということで資料のほうを配付させていただきました。こちらの資料に基づきまして、11号議案から17号議案までの7件につきまして、その改正のポイントとなる部分につきましてご説明申し上げます。

まず、第11号議案「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」についてでございます。こちらにつきましては、大きく3点の改正がございます。

まず、1点目が、人事委員会勧告に伴い、1日の勤務時間が8時間から7時間45分に改正されたため、1日の勤務時間に関する規定を改正するというものです。これにつきましては、既に条例の改正の際ご説明申し上げましたとおり、人事委員会勧告に基づきまして、4月1日から職員の勤務時間が8時間から7時間45分に改正されてございます。それに伴う所要の改正を行うものでございます。

それから、2点目でございますが、休暇の新設ということで、三つの新たな休暇が新設されます。まず、一つ目が妊娠症状対応休暇。これは、現行の妊娠初期休暇を廃止いたしまして、かわって、妊娠症状対応休暇として新設するものでございます。妊娠中の職員が、妊娠に起因いたします症状（つわりなど）により勤務することが困難な場合に与えられる休暇でございます。これまでの妊娠初期休暇は、妊娠4カ月程度までを対象期間といたしてございましたが、今回新設いたします妊娠症状対応休暇につきましては、出産休暇に入るまでの期間、これをすべてその対象といたしてございます。1回の妊娠につきまして2回まで、日を単位といたしまして合計10日以内を取得することができます。

それから、二つ目が早期流産休暇でございます。妊娠初期において流産した女子職員が、

安静加療または母体の健康保持等のために勤務することが困難な場合における休暇の制度でございます。流産した日の翌日から起算して引き続く7日以内ということで、妊娠初期において流産した場合はその対象となるものでございます。

三つ目の新たな休暇の新設でございますが、育児参加休暇でございます。これは、男子職員が配偶者の産前産後の期間に育児に参加するための休暇でございます。取得要件といたしましては、配偶者の出産に当たって、男子職員が子の養育、家事に従事するというところでございます。また、取得期間につきましては、配偶者の出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間内ということでございます。それから、取得の日数ですが、これは日を単位として5日以内ということとなっております。

それから、三つ目の改正のポイントでございますが、休暇内容の拡充ということでございます。こちらのほうも三つほどその休暇の内容の拡充改正を予定してございます。

一つ目が妊娠出産休暇について。変更点といたしましては、出産の遅れによりまして、16週間を超えた場合、その全期間を休暇の期間として保証するというものでございます。出産日が出産予定日後ということになり、出産日前に8週間を超えて休養することがやむを得ないと認められる場合につきましては、その超えた日数も妊娠出産休暇として認めることができるということになります。

二つ目が出産支援休暇でございます。これは、時間単位の取得も可能となるように今回改正するものでございます。配偶者の出産の直前、または出産の日から起算して2週間の範囲内で、日を単位として2日以内ということで承認してきたところでございますが、職務に支障がないと認められるときにつきましては、時間を単位として承認することができるというものでございます。

それから、三つ目の休暇の改正は、子の看護のための休暇でございます。これは、対象となる子の範囲を小学校3年生までに拡大するというので、これまでは小学校入学前ということでございましたが、これが9歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子ということで、小学校3年生までの子どもにも拡大をするというものでございます。

以上が11号議案の主な改正内容のポイントでございます。

続きまして、第12号議案「中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則」でございます。こちらにつきましては、職員の勤務時間の見直しによりまして、給与減額されない休暇である病気休暇、これは現在180日間ということで定めてございますが、これを90日に、それからまた、生理休暇につきまして、現行の3日から2日に改正するというものでございます。

続きまして、第13号議案「中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則」。こちらにつきましては、これも条例の改正の際にご説明申し上げましたが、4月1日から休息時間が廃止になります。この13号議案にございます規則の中にこの休息時間につきましての規定がございしますが、この廃止に伴いまして、そ

れに関係する部分を削除するというものでございます。

次に、第 14 号議案「中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則」の改正でございます。これは、期末手当の規則の中に 1 日の勤務時間につきまして「8 時間」ということを前提といたしました規定がございますが、それを「7 時間 45 分」ということで関係する規定を改正するものでございます。

次に、第 15 号議案「中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則」の改正でございますが、こちらは、改正のポイントとしては 3 点ございます。

まず一つ目が、現在、給与条例で定めている手当の支給月数を規則で定めることとするための規定を新たに設けるということで、現在、この勤勉手当に関します支給割合につきましては条例でその旨を定めてございますが、今後は条例の委任によりまして規則でその旨を定める、支給割合を定めるというふうに変更となります。

二つ目は、勤務時間の変更に伴います所要の改正を行うというものでございます。

それから、三つ目でございますが、勤勉手当を計算する基礎額を給料プラス地域手当として勤勉手当の基礎額とするという規定を設けます。これは、現在、勤勉手当の基礎となるものにつきましては、給料、地域手当及び扶養手当、三つを合算したものをその基礎額というふうにしてございますが、そこから扶養手当を除き、給料と地域手当を基礎として計算を行うというふうに変更になるものでございます。なお、これにつきましては経過措置がございまして、平成 23 年度までは現行のものを基礎とし、平成 24 年度からこの扶養手当を基礎から除外するというふうになってございます。

続きまして、第 16 号議案「中野区立幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則」でございます。これも既に条例の改正のところでご説明申し上げましたが、小・中学校の教員の義務教育等教員特別手当額が約 2 割減額ということになりまして、それに伴って、幼稚園教育職員につきましてもそれに相当する 2 割減額ということで新たに見直しを行うというものでございます。既に条例のほうは改正されてございますが、この規則に定める額につきましても、改めてここで改正をお願いするというものでございます。

続きまして、第 17 号議案「中野区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則」の一部改正でございますが、こちら、勤務時間が改正されたことに伴いまして、この規則の中に規定されてございます勤務時間に係る部分の改正をお願いするというものでございます。

以上、ご説明申し上げました 7 件の規則の改正につきましては、いずれもこの 4 月 1 日からの施行を予定しているものでございます。なお、お手元のほうに、議案とともに各規則の改正の新旧対照表をご配付してございますので、個々の条文の具体的な改正内容につきましてはこちらのほうでご確認をお願いいたします。

以上でございます。

高木委員長

それでは、ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

飛鳥馬委員

11号議案のほうの1日の勤務時間と休息との関係ですが、勤務時間が8時間から7時間45分になりましたということですね。したがって、今まで8時間労働のときには休息15分というのがあったと思うのですが、それがなくなった、削除されたということはわかりました。わかったのですが、実際、幼稚園の現場では、1日の勤務の割り振りというのは園長先生が行うと思うのですが、その場合に、そうなると、半日の勤務時間が4時間を超えないというふうに思っているのでしょうか。昔は4時間を超えると休息时间と言われていたので、半分ずつにすると、4時間を超えなければ15分は要らないということになるのですけれども、その辺のところがちよっとわからないということが1点あります。

もう1点は、時間休で休暇をとることがございますね。そのときに、7時間45分になったら1日に換算されるという計算でよろしいのかどうか。ちょっと細かいことで申しわけないのですが。

指導室長

第5条の2項のところに書いてございますけれども、「条例第6条第1項の教育委員会規則で定める勤務時間は、4時間とする」ということになっておりまして、半日勤務時間は一応4時間というふうに計算するというように定めております。そして、お話のように、勤務時間の割り振りについては園長が定めることになっておりまして、今のところ、幼稚園はお弁当が入りますので、お弁当のある日については休憩時間を2時以降にとる形をとっております。大体2時から2時45分を休憩時間にとっておりまして、その後、4時半以降に15分の休息だったのですが、それがなくなりましたので、その部分の15分をとりあえずは休憩時間プラス15分という形をとりまして、退勤時間は5時で変えないという方向で今考えております。お弁当のない水曜日に関しましては12時から休憩に入るという形を幼稚園ではとりまして、退勤時間は今までどおり変えないという方向を持っております。

大島委員

12号議案ですけれども、病気休暇が90日に、生理休暇が2日になったということで、これだけ見ますと、休暇が随分減ったように思うのです。労働条件が悪くなったように見えるのですが、この背景についてもうちょっとご説明いただければと思うのですが。

教育経営担当課長

この12号議案で、病気休暇、それから生理休暇、それぞれその幅が縮減されますが、職員の勤務時間の見直しというふうに書いてございます。実は、今回改正されます11号議案の中で、いろいろな休暇制度が新たに設けられ、あるいは、その内容が拡充されるということがございます。これらの休暇制度の見直しと、ここの12号議案で規定いたしてございます病気休暇、生理休暇、これらを含めまして、これまでこの勤務条件等につきまして当

局と組合とのほうでいろいろな協議が重ねられてまいりました。これらを含めまして、全体として今回合意が成立した上で、関係の条例規則等の改正に入ったというものでございまして、この部分だけですと、確かに縮減ということがございますが、いろいろな休暇制度を含めた中で総体として見直しを今回図ったと。充実すべきものはきちんと充実を図る一方で、見直すべき部分についてもあわせて行ったというものでございます。

山田委員

確認したいのですけれども、きょうの議案は「中野区立幼稚園教育職員の」ということでございますが、例えば11号の休暇の新設などは、地方公務員、国家公務員についてはこれがもう制定されているということによろしいですね。

指導室長

東京都のほうに関しましては、まだ組合のほうと調整中ということになりますので、学校におきましては、区費負担職員がこの勤務体系に当たるということで、いわゆる都費負担教員のほうに関しましてはまだ8時間で、4月からはとりあえずスタートというふうな状況でございます。

教育経営担当課長

一般職員のほうで申しますと、区の一般職員は、今回、この幼稚園職員と同様に、あわせて一括して区の職員全体としてこの規則改正を行いまして、4月1日から同じように適用ということになってございます。

山田委員

医療の現場の中で、妊娠症状対応休暇というのは、今でも、男女雇用機会均等法が入ってから、医療機関のほうで必要に応じて診断書等をお出しして、事業主が認めればということが行われてきたのですけれども、こういうことが広がることによって、安心した出産に向けるということの大きな意味はあると思うのですね。なおかつ、出産に関係するところでの男子職員の休暇も取りやすくなっているということで、国を挙げて子育て支援についての大きな一歩を踏み出しているのかなと思うので、この辺はぜひ公務員にとどまらず、多くの日本の中の社会としてこういったものを認めていくということで、子どもが生まれるということに対してみんなで支える社会をつくるためにはこういった制度が必要なのではないかなと思います。

高木委員長

ほかに質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、採決に移りますが、念のため申し上げます。

上程中の第11号議案、第12号議案及び第14号議案から第17号議案までの計6件については、中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定により、特別区人事委員会の承認を得ることとされておりませんが、去る平成21年3月24日及び3月26日付で特別区人事委員会の承認が得られていることを報告いたします。

それでは、ただいま上程中の第 11 号議案から第 17 号議案までを一括して挙手の方法により採決いたします。

上程中の第 11 号議案から第 17 号議案までの計 7 件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

高木委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

< 日程第 3 >

高木委員長

それでは、日程第 3、第 18 号議案から第 20 号議案までの計 3 件を一括して上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

教育経営担当課長

それでは、第 18 号議案から第 20 号議案までの 3 件につきまして、ご説明申し上げたいと思います。説明につきましては、それぞれ個々の議案ごとにご説明申し上げたいと思います。

まず、第 18 号議案「中野区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」でございます。これにつきましては、このたびの組織改正に伴いまして関係規定を整備することから提案をさせていただきました。新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。左側が改正案、右のほうが現行となっております。それぞれ 6 条及び 10 条の 2 の 3 項でアンダーラインの引いてある部分が改正となる部分でございます。これまで「庶務課長」というふうな規定が置かれてございましたが、これを「教育経営統括管理者」というふうに置きかえます。この名称につきましては、中野区で進めております「目標と成果による区政運営」、組織そのものが全体として区政の目標体系の中で、これに基づいて規定をされると。そのことから、目標体系の中にございます分野の経営管理に当たる役割を持つ者を「統括管理者」というふうにしてございませうけれども、その名称に変更するというものでございます。

これにつきましては、4 月 1 日からの施行を予定しているものでございます。

続きまして、第 19 号議案「中野区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」でございます。これにつきましても、提案理由といたしましては、組織改正に伴いまして関係規定を整備するというものでございます。

新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。その第 2 条及び第 4 条のところでございますが、これまで「担当課長」というふうな名称で入っていた部分につきまして、「担当副参事」というふうに変更するというものでございます。これは、今回の組織改正に伴いまして、これまで通常使っておりました「担当課長」という名称につきまして、これを廃止いたしまして、「担当副参事」というふうに。これは全庁的にそのような形で名称の

変更を行うということとしてございますので、それに伴って教育委員会の事務局の処務規則も改正するというものでございます。

なお、この規則につきましても4月1日からの施行を予定しているものでございます。

続きまして、第20号議案「中野区教育委員会電子計算組織等管理運営規則の一部を改正する規則」でございます。これにつきましても、同様に、組織改正に伴います関係規定の整備でございます。新旧対照表にございますとおり、こちらの規則の第3条に、先ほどの説明と同様に、これまで「課長」という名称が入っていたものにつきまして、分野の経営管理を担当する者ということで「統括管理者」というふうにその名称を変更させていただきたいと思っております。

これにつきましても、4月1日からの施行を予定しているものでございます。

以上の3件でございます。よろしくお願いいたします。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

飛鳥馬委員

今の名称の変更がわかりにくいのですが……。

「課長」をなくして「副参事」になるということですね。その動きというのは全都的なのか、全国的なのか。学校現場で言うと、教頭が副校長になったというのがありましたね。そのころ、「教頭」「教頭」と言われたときでも、一部、「副校長」と言っていた県があることはあるんですね。それを一斉に文科省が変えたのでそうなってきたわけですが、それでも、「助教授」が「准教授」になったという、そういう動きの中でなのかどうかということです。要するに、全国的にそれで通用するのでしょうか。あるところはまだ「課長」と言っていて、「うちは『課長』と言いませんよ」というのでは、対外的にどうなのかなという気がするのですが、どうでしょうか。

教育経営担当課長

他の自治体等の動きの中でということで申し上げますと、こういった動きはまだ余り耳に入ってきてございません。これは、中野区の場合、先ほど申し上げましたとおり、「目標と成果による区政運営」ということで、目標を定め、その目標に従って組織、それから予算と整理を図るということになってございます。その目標体系の中に、部門、分野、施策というふうな形で枝分かれしていくというような体系になってございまして、そのうちの分野について統括管理者を置く、施策の部分について執行責任者を置くということです。

今、委員のほうからお話があった「課長」を「担当副参事」に置きかえるということでございますが、「課長」という名称につきましては、基本的には「課の長」ということで、その組織の責任者という意味合いがあらうかと思っておりますが、現実の問題といたしまして、「課」という組織そのものが実際には中野区の中にはございません。事業部制をとってございまして、それぞれ各部があつて、その部の中にそれぞれ目標に従って統括管理者、

あるいはそのもとに執行責任者を置くということで、その統括管理者に参事、あるいは副参事を配置するというふうになってございます。したがって、組織上の名称と目標体系に基づく名称とございますか、それを今回合わせるような形になります。なかなかややこしくて申しわけございませんが、基本的には中野区としては目標と成果によるものがまずあって、それにどういう職層を当てるかということでございます。

それから、「副参事」という名称ですが、これは職層名でございまして、これにつきましては、東京都と特別区共通でございまして、それぞれ部長級の参事、課長級の副参事、それから一般職員としての主事というふうに、職層名としては東京都と特別区全体として共通のものでございます。

飛鳥馬委員

ということは、副区長が3人いますよね。分野別に分けているわけですが、そういう関連から言って、そのほうがやりやすいとか、成果を上げやすいとか、そういうつながりがあるのでしょうか。

教育経営担当課長

今回の名称の呼称を変更するということと、3人の副区長、いわゆる経営本部体制といえますか、直接的にその反映ということではないと思いますけれども、経営本部体制にいたしましても、中野区としての「目標と成果」というその根本の部分を実現していくかという、その組織的なあらわれでございまして、そういう意味では、整理を図ることでは関連してくるかと思いますが、直接的に今回の呼称の変更が経営本部体制とリンクするといえますか、その結果の反映ということではないかと思えます。

高木委員長

民間では、私学も含めて、課長さんというのは大分減っていますね。今説明がありましたように、課がないのに「課長」はおかしいというのは一つありますので、ちょっとわかりにくいと言えば、「係長」「課長」「部長」というのはわかりやすいのですが、流れとしてはそういう流れにきています。文科省でも、「審議官」という役職がありますので、流れとしてはおおむねその方向かなと思っております。

ほかに質疑はございますでしょうか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、上程中の第18号議案から第20号議案までを一括して挙手の方法により採決いたします。

ただいま上程中の第18号議案から第20号議案までの計3件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

高木委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

<日程第4>

高木委員長

日程第4、第21号議案「中野区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

教育経営担当課長

それでは、第21号議案「中野区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、教育財産の使用許可に関する事務の一部を補助執行させることに伴い、関係規定を整備するというものでございます。

新旧対照表がございますので、そちらをごらんいただきたいと思います。改正する部分につきましては、第1条、ここで補助執行の事務を規定してございますが、現行は2点、「転入・転居に伴う学齢児童・生徒の転入学通知に関する事務」と「区立幼稚園に関する事務の一部及び子どもに関する社会教育事業の一部」、この二つでございますが、今回、3点目といたしまして、この改正案がございますとおり、「教育財産の使用許可に関する事務（旧中野区立東中野小学校に係るものの一部に限る。）」の部分を追加させていただきたいと思います。

これにつきましては、既に何度かご報告をさせていただきましたが、今回の学校再編に伴いまして、東中野小学校が廃止となりますので、その跡施設につきましては、これは教育財産として引き続き東中野小学校跡施設ということで管理を続けてまいります。ただ、この東中野小学校はまだ明確な形でその跡施設の活用について決定してございません。当分の間ということで、およそ3カ年ほどということでございますが、その間、地域の方々にその施設の一部につきまして暫定活用していただくという予定でございます。その暫定活用につきまして、使用許可であるとか、経常的な施設の維持管理等につきまして、その部分の事務を地元の東中野地域センターでございまして、こちらのほうで担当していただくということで、その部分の事務につきまして、区民生活部に対し補助執行させるというものでございます。この内容につきまして、今回のこの規則の中に追加して加えたいというものでございます。

なお、この規則につきましては、4月1日からということで、その施行を予定しているものでございます。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

大島委員

もう1回確認なのですが、この施設の跡地の使用等について、地域センター等に事務の補助執行を頼むということですが、頼む先と、具体的にはどんなイメージでということ

を頼むのかということをちょっと補足していただければと。

高木委員長

あわせてお聞きしたいのですが、仮に「だめ」といった場合に、変な話ですが、わざわざ地元の方に区役所まで来てもらって手続をするような形になるのですか。つまり、これを決めることによって、地元の方の利便性が増すのかどうかもあわせてちょっとご説明いただきたいのですが。

教育経営担当課長

先ほどの説明で申し上げましたとおり、財産としては引き続き教育財産ということで教育委員会の管理のもとに置きます。ただ、正式な活用が決まるまで暫定的に、今ある東中野小学校の校舎の一部、体育館、校庭、これにつきまして地域の方々に活用いただくということで、これはこの後整備を図って、6月から活用していきたい、地域の方々にも開放していきたいというふうに考えております。その利用に当たりまして、地域センターなど地域の集会室などを利用されるときには、地域センターに行きまして使用許可を出して許可をもらって、予約した日に利用すると。それと全く同じ方式で貸し出しをするということになります。そういたしますと、やはり地域の施設ですので、地域の方々が多く活用するだろうということと考えますと、地元にある地域センターでその貸し出しの業務、あるいは施設ですので、当然いろいろな傷みだとかそういったものも出てきますので、日常的な施設の管理なども必要になってまいります。それからまた、防火・防犯等の管理というものもございます。そういった部分につきまして、地域センターのほうで事務をしていた。そのことによって、利用する方も地元で手続ができて非常に利便性も増すということです。そのようなことから、先ほど委員長からもお話がございましたとおり、地域の地域センターのほうでやっていただくことによって、区民の方がより利用しやすいような形をとるということで、今回、その部分についての事務を区民生活部のほうに補助執行させるということでございます。

なお、利用勝手等につきましては、通常地域センター等を利用する場合と全く同じような条件で貸し出しを予定しているところでございます。

高木委員長

ほかに質疑がないようなので、質疑を終結し、採決に入りたいと思います。

それでは、挙手の方法により、採決したいと思います

ただいま上程中の第21号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

高木委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

<日程第5>

高木委員長

それでは、日程第5、第22号議案「中野区教育委員会の権限に属する区立学校の伝染病予防に係る臨時休業に関する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育担当課長

それでは、第22号議案についてご説明いたします。お手元の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。これは、学校保健法が改正されたということに伴い、関係規定を整備するというものです。

まず、表題でございますが、現行は、下線がありますとおり、「区立学校の伝染病予防に係る」云々とあります。法律が旧13条、新20条なのですが、その表現が「感染症の予防に係る臨時休業に関する」というふうになりましたので、表題を変えるというものでございます。本文ですが、「学校保健法」というのが「学校保健安全法」というふうに法律の名前が変わりましたので、そこを変更いたします。また、条文につきましても、法律の変更に伴いまして、条文の条数とか、引用条文が変わってございますので、そこを変更したということでございます。内容的には同じですが、法律の改正に伴って規定の整備をするというものでございます。

施行は、平成21年4月1日ということで、これは法律の施行日と同日ということでございます。

簡単ですが、以上でございます。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

大島委員

言葉の使い方なのですけれども、「伝染病」というのと「感染症」というので、中身的に違うのかどうかということ。それから、そういう言葉の使い方について、時代の流れとか、何かそういう世の中の動きとかいうことが関係あるのか。もしかすると、山田委員にお答えいただくことになるかもしれませんが、お願いいたします。

高木委員長

法律の文言が変わったということだと思っております。

学校教育担当課長

「感染」と「伝染」なのですけれども、「感染」というのは、ある1人の人にかかること自体「感染」と言っても、「伝染」というのは、ある人から別の人うつることを言うということで、どうも「感染」のほうが概念的には広いのかなということがございます。ただ、世の中でどういう流れなのか、その辺は、申しわけありませんが、調べ切れませんでした。

高木委員長

山田委員、よろしくお願いします。

山田委員

今、課長のご説明があったように、流れとしては、昔でいう「伝染病予防法」というのはもうなくなっていて、「感染症予防法」になっているのです。これは世界的な動きなので、それに基づいて学校の安全の法も変えて「伝染病」を「感染症」にするということで統一を図ったということでございます。ですから、これからはすべて「伝染病」という言葉は使わなくなってくるということでございます。

これはこれとしてなのですが、いわゆる学校の臨時休業についての権限は校長にあるわけですが、ことしのインフルエンザ様疾患については学校側は随分戸惑ったのではないかなと思うのです。同じ学年が1日休んでまた、というようなことがございましたね。そういったことは一度検証していただいて、どういう方法が望ましかったのか。子どもたちにとっても、1日出て、また休みが出るとか、そういうことが教育上いろいろな問題が起きてくるのかなと思うのです。ことしはちょっと特異的だったかなと思いますので、今後運営していく上で望ましい方法があれば、その辺は一度検証していただければと思います。

学校教育担当課長

インフルエンザの場合には、この規則に当たり、一斉に学校で休まなければいけないとか、そういう事態ではありませんので、学校長の判断によります。もちろん、学校医の先生と協議しながらということになります。ことしのインフルエンザの特徴としては、そんなに高熱ではないけれども長引いてしまうとか、一度おさまりにかけたのがまた流行してくるということがありまして、判断が非常に難しいところがあったかと思います。委員ご指摘のとおり、その辺につきましても、教育委員会と学校と十分協議して検証していきたいと思えます。

高木委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決したいと思います。

ただいま上程中の第22号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

高木委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

<日程第6>

高木委員長

それでは、日程第6、第23号議案「中野区立図書館則の一部を改正する規則」を上程い

たします。

議案の説明をお願いいたします。

教育委員会事務局次長

図書館で貸し出す視聴覚資料にこれまでDVDが入っておりませんでした。今回、この改正によりましてDVDも貸し出しの視聴覚資料に加えるというのが本改正の趣旨でございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思いますが、現行のほうの別表第2におきまして、図書館別に貸し出しができる視聴覚資料として、コンパクトディスク、ビデオテープ、カセットテープ、あと、中央図書館についてはさらに加えてレコードというふうに決まっております。そこにDVDを加えるとともに、別表の形で決めていたものを、別表で定めるほどのことではないので、本則の中の第7条の第9項に「コンパクトディスク、ビデオテープ、DVD、カセットテープ及びレコード（中央図書館に限る。）」というような形での規定の整備を行ったというものでございます。

なお、第7条第7項については、DVDを貸し出す場合についての規定の整備でございます。

説明は以上でございます。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

大島委員

このDVDということなのですけれども、具体的にはどんなようなものが想定されているのでしょうか。例えば、一般に売られている映画とか、映画館で見られるような娯楽の映画とか、歌手の人が出てくる商業的な音楽のDVDとか、そういうような一般商業製品というようなものもこれに入るのか。

教育委員会事務局次長

基本的に、市販されているものにつきましては、それを図書館で貸し出すことは著作権法で、その著作権の処理が済んだものでないといけないということが前提でございます。今考えているのは、ちょうど裁判所のほうで裁判員制度のようなものを紹介するDVDというのを作成いたしまして、そういったものを図書館のほうに寄贈いただいたりしますので、主にそういったものを中心にDVDについては収集し、提供していくというふうに考えてございます。

高木委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決したいと思います。

ただいま上程中の第23号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いしま

す。

(全員賛成)

高木委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

<日程第7>

高木委員長

日程第7、第24号議案「平成21年度使用教科用図書の採択について」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

指導室長

平成21年度に中学校の特別支援学級で使用するということで既に採択をお願いしてございました、学校教育法附則第9条の規定によりまず一般図書につきまして、このたび新たに採択がえをしていただく必要が出てきましたために、今回議決を得る必要がございますので、提案させていただきます。

裏面をごらんいただければというふうに思います。

中学校で使用します技術、特に職業にかかわる部分でございまして、新たに、全日本手をつなぐ育成会の「自立生活ハンドブック⑪ ひとりだち 改訂版」というものが出たものですから。この間、採択していただきましたのは、同じ教科書の改訂版の前のものでございましたので、改めて改定版を採択していただくということでお願いをするものでございます。

1冊しかございませんけれども、今ごらんいただいております。このたび、障害者自立支援法が制定されたことによりまして、そのために表現ですとか、解説の追加・削除が行われたということでの改訂版でございます。ですので、大きな変更というのはその部分でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

飛鳥馬委員

この教科書についての質問とは直接関係ないかもしれないのですが、私、ちょっとわからないので教えてほしいのです。

特別支援の自立ということを文科省が強調して書いてきていると思うのですが、自立を指導するのに、これは中学校ですから、9教科の中で、この場合には技術科での指導の教科書ということになっていると思うのですけれども、あと、自立のための特別に支援する授業というのでしょうか、教育というのか、それはいろいろな場面であると思うのです。自立にかなり焦点を当てて集中的にやるような時間というのか、そういうのはあるのでしょうか。どうなっているのでしょうか。

指導室長

特別支援学級については、教育課程の届け出においては、いわゆる通常の学級で行われます教科、種目とは別に、それを行うこともできますし、特別支援学校が行います特別支援教育のほうの学習指導要領がございますので、それにのっとった内容を行うことができることになっております。私どものほうの中学校の教育課程を見ますと、この自立活動を中心に行う授業というものを特別に組んでいるという部分がございます。それと、教科の指導もする部分が出ておりますので、教科として指導する部分もあるというようなことをミックスした教育課程で出てきております。全面的に特別支援学校と同じ教育課程の届け出ということではなくて、通常の学級の教科の部分と同じように、教科指導をする部分と、そういう自立活動ですとか、生活のほうの部分を中心とした教育内容にウエートを置いているということで行われております。

この教科書については、どちらかという、書かれておりますように、自立生活というものにウエートを置いて、特にこれは、中学校ですので、進路指導的な部分の職業的な部分に使っている教科書になっているかと思えます。

飛鳥馬委員

それとの関連でちょっと発展してしまっ申しわけないのですけれども。

この前、養護学校の永福学園をみんなで見に行ったのです。すごい施設で、すばらしいことをやっているのですね。各企業がいろいろお金を出してくれたり、そこで体験実習とかできるようないろいろな施設があるのですけれども、区にある特別支援学級の場合には、そういう体験というか、実習というのでしょうか、そういうのは何かあるのでしょうか。体験学習に行かせるとか、何かあるというか、そういう実践というのは。

指導室長

実際、中学においては、第二中学校、第四中学校、今度4月から第七中学校ができる形になりますけれども、そういうような学習の中身もございます。ただ、どちらかという、中野区の場合はほとんどが進学するお子さんですので、そういう面では、職業的なものにウエートをというよりかは、傾向としては進学を目指したという形になってございます。

高木委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

大島委員

今、その本を拝見しての感想なのですけれども、この本はすごくいいなと思いました。働いて得た収入・支出の管理のこととか、銀行の口座のこと、経済生活のこと、自分の身の回りのこと、友達を招待できるように部屋をきれいにしましょうとか、あと、異性との付き合い方とか、社会人として身につけておく基礎的な知識とか、生活の知恵とかいうことがいろいろ書かれていて、特別支援学級に限らず、高校生ぐらいの子が身につけたらいいのではないかと思うような。もちろん易しく書いてありますけれども、内容的にはそういうものなので、全員の子がこういうので一度社会についての勉強をしたらいいのでは

ないかななどと今思ったような、とてもいい本ではないでしょうか。

高木委員長

それでは、質疑を終結いたします。

挙手の方法により採決したいと思います。

ただいま上程中の第24号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

高木委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

以上で、議決案件の審査は終わりました。

<報告事項>

高木委員長

続いて、報告事項に移ります。

<委員長、委員、教育長報告事項>

高木委員長

初めに、委員長、委員、教育長報告です。

まず、私から。2週間あいていますので、簡潔にご報告をしたいと思います。

まず、3月13日の金曜日、定例会が終わった後に、ほかの教育委員の方と一緒に、今ちょっと出ました都立の永福学園の高等部を視察に行っていました。永福学園は、知的障害のほうの特別支援学校の部分は、自立、特に就労のほうに力を入れているということで、企業が入って、物流の訓練ですとか、カフェの訓練とか、いろいろ新しい取り組みをやっているところがございます。東京都としては、こういった形の特別支援学校を4校でしたか、これからエリアごとにつくっていくということ。ただ、校長先生から、「残念ながら中野区からの進学が少ない」と。都内の特別支援学級の先生方からは、「なかなか受からない」と。倍率が3倍ぐらいあるそうなので、ぜひ子どもたちの適正に応じた進路として今後も連携していきたいなと考えているところがございます。

翌3月14日土曜日は、私が所属しております経済同友会の学校と企業・経営者の交流活動推進委員会主催の教育フォーラム「勉強するのは何のため？ 働くってどういうこと？」というのに参加してきました。まず、基調講演。代表幹事のリコーの取締役兼会長のほうから、働くということはどういうことなのかということで、新入社員のときの話ですとか、グローバル化時代を生きるということでイギリス工場を立ち上げた経験などから、学ぶことの大切さのお話がありました。

続いて、第2部はグループディスカッションで、「勉強するのは何のため？ 働くってどういうこと？」ということで、企業のトップの方、例えば日本航空の執行役員ですとか、トランスコスモスの会長とか、12、13人ぐらいですか、中学校3年生とのディスカッショ

ン。あと、別のグループでは、校長先生を主体とした教員グループですとか、保護者の方のグループとのディスカッションがありました。

最初、基調講演で感心したのは、質問をした公立の学校の生徒さんが、例えば「講師は野球選手の夢を断念されて公立の進学校に進んだという話ですが、私たち中学生に夢を追うことを勧めますか。それとも現実を見ることを勧めますか」と、かなりヘビーというか。これも当日の内容からですので、用意した質問ではなくて、その中でちゃんと判断してやったということです。できれば中野区の子どもも来年あたりは参加するといいななどと思ったところでございます。

3月18日は、やよい幼稚園の修了式に行ってみりました。当日は、42人の園児たちが園長先生から修了証をもらって、無事卒園していきました。ちょっとおもしろいなと思いましたのは、演題の前に園長先生が出まして、保護者の方に横を向いて一人一人、すごく見えやすいように修了証を渡していたので、これは工夫があるなと思って感心いたしました。

翌日、私の次男も卒園式があったのですが、そこは134人ですか、すごく多くて、時間的にも、修了証書を渡すだけで30分ぐらいかかりまして、保護者代表で謝辞を述べたら、園児から「長いね」と小声で言われて、ちょっとどきっとして、その後読むのが早くなったと後で妻に指摘をされてしまったところでございます。

3月22日は、中野富士見中学校の感謝の集いというのに参加してまいりました。これは、学校ではなくて、保護者、PTA、おやじの会等々、地元の方主催の集いでございます。特に中野富士見中学校につきましては、学校で悲惨な事件があった後に、地元の方が学校を助けたいということでおやじの会を結成されて、ナイトウォークですとか、グリーンウォークですとか、あるいはもちつきとか、いろいろな形で学校を支援していただきました。当日、非常に盛り上がりまして、当初、4時終了の予定だったのが5時ぐらいまで、皆さん、閉校に当たっていろいろ思ったところをおっしゃって、なかなかいい集いだったなと思っております。

明けまして、24日火曜日、東中野小学校の卒業式に出席させていただきました。東中野小学校は、昭和31年に中野昭和小学校の分校として開校。もちろん、戦前にその地に国民学校があったわけですが、今の学校としては昭和31年に分校として開校し、昭和32年に正式に中野区立東中野小学校として開校したところでございます。今回は、6年生23人が修了ということで、全員、非常にぱっぱとした動作、美しく卒業式を迎えたところでございます。

翌25日、午前中は第一中学校の開校式に出席してまいりました。第一中学校は、戦後の昭和22年に中野区に8校開設されたナンバースクールの一つでございます。62年間の中で1万3,000人を超える生徒さんが卒業していったところでございます。この4月に中野富士見中学校と統合されて、南中野中学校として新たに出発されるところでございます。

こちら、教育委員会代表しまして校旗をお預かりしてまいりました。

移動しまして、午後には中野昭和小学校の閉校式に出席してまいりました。中野昭和小学校は昭和26年に桃園第二小学校と上高田小学校から分離して、以来、その地でやっていたところでございます。こちら、6,714人の卒業生が巣立ったところでございます。第一中の場合は、3年生はもう卒業してしまったので、来賓という形で後ろのほうの席に座って、ほぼ全員来ていたようなのですが、中野昭和小学校のほうは、前日卒業してしまった6年生と5年生を中心に式典をやったところでございます。この昭和小学校も、4月から東中野小学校と統合して白桜小学校という形で新たにスタートするというので、式典が無事終了いたしました。

私からは以上でございます。

大島委員

私も、3月13日の午後は、皆さんとご一緒に永福学園の見学をいたしました。もうお話があったのですが、大変に立派な施設で、レストランの模擬店とかカフェの模擬店みたいなのがあって実習もできるようになっていたり、大きな倉庫があって、物流の訓練もできるようになっていたり、大変立派な施設でびっくりいたしました。

3月18日は、かみさぎ幼稚園の卒園式に出席してまいりました。演出のお話は、今、高木委員長からもあったのですが、かみさぎ幼稚園では、ことしからの新しいやり方として、修了証書を児童に渡した後、後ろのほうで親御さんが立っていて、もらった修了証書をそのまま親御さんのところに行って渡す、それで手ぶらで席に帰る、そういうふうにしたのだそうです。何でかといいますと、園長先生のお話ですと、「去年まで、一たんそこで園長先生からもらったものをもう1回先生に預けて、また教室に帰ってからまた修了証書を渡すと、『さっきもらったのに何でまたなの?』という疑問が出た」と。そういうことで、親御さんに渡してしまう。なかなかいいのではないかと。親御さんも涙で感激しているような状況で、修了証書を子どもから渡されるということは大変うれしいのではないかなと思ひまして、いい演出ではないかと思ひました。

3月19日は、第五中学校の卒業式に出席してまいりました。卒業生は89名だったのですが、何と卒業生全員、女子も男子もみんな泣いていまして、涙、涙の感激の卒業式でした。こんなに涙にまみれているのもちょっと珍しいといいますか。何かすごく結束していた学年で、すごく仲がよかつたらしいので、離れ離れになるのがみんな寂しくてというようなことで感極まつたらしいのです。

3月22日は、高木委員長とご一緒に、中野富士見中学校の感謝の集いに参加させていただきました。ひどい事件の後、それを教訓に、おやじの会の結成を初め、地域も大変結束して、今は本当にいい学校になっているようなのですね。生徒も、少ないながらもとてもまとまっているし、みんな大変優しい子どもたちということで、いい学校になったところで閉校になってしまうということで、みんな大変寂しい思いをしているということです。

23日は、感謝の集いに出させていただきますまして、私も大変感慨深い思いをいたしました。

24日は、中野昭和小学校の卒業式に出席して、お祝いの言葉を述べました。おもしろかったのは、卒業生は42名で、みんなそれぞれ卒業証書をもらう前に、「将来〇〇になりたいです」と夢を一言ずつ語るのです。男子20人の中で、何と9名が「プロサッカー選手になりたい」と言っていました。サッカーは非常に人気があるのだなというふうに思いました。

それから、3月25日は、中野富士見中学校の閉校式に出席いたしました。この日は、夜の7時半からNHKで、歌の番組の中の一つのコーナーで中野富士見中学校が取り上げられて、歌手が来て、ピアノの弾き語りです。ライブで校庭で「仰げば尊し」を歌って、生徒たちが後ろでバックコーラスをつける、そういう場面を放送したそうです。それと、閉校に伴う子どもたちのいろいろな様子なども、歌とは別にまた放送されたりして、マスコミ的にも大変取り上げていただいたということでございます。

私からは以上です。

山田委員

私も皆さんと同じように、13日の午後は、都立永福学園、この永福学園ですけれども、東京都の特別支援教育の推進の第1次計画ででき上がった高等学校で、平成19年に開設された知的障害部のほうですね。これは通学区域は全都域です。全部の都から来られると。それから、今準備を進めているのが、肢体不自由教育ということで、21年度開校。これは、小学部、中学部、高等部があって、通学区域は、中野、杉並、新宿の一部ということですから、今後は中野区の子どもたちも永福学園の通学区域なので、行く可能性はあるのではないかと思います。今のところ、該当する方は少ないということですが、非常にすばらしい設備、まだ、肢体不自由のところは全部はできていないのですけれども、かなり膨大な、廊下だけで直線170メートルあるのです。中野区の学校の校庭の直線距離より長い廊下なのですけれども、そのぐらいの校舎を有するところですので、まだまだ開校してからの話かもしれませんが、すばらしい学校が近くにできるということですから、教育委員会としても、保護者の皆さん方に何かお知らせできればなというふうに感じております。

私たちが実際に見てまいりましたのは知的障害学級で、先ほどいろいろな先生方からご指摘があったように、知的障害が軽い生徒全員の企業就労の実現ということを目途にやっています。実際には、雇用現場を模倣した実習室、私たちが入りましたカフェでは、子どもたちが実際にコーヒーを入れ、また、接遇のことも一生懸命やっているということで、現在、500社を超える企業が参加しています。目標は1,000社とっておりますけれども、いろいろな会社がいろいろなアイデアを出していただいて就労の支援をするということで、国が目指す自立支援法というものが出てきていますけれども、これに特化したことをやっていく学園ではないかと思います。また、肢体不自由の学園が開校した折には、もう一度行ってみたいと思っています。

それから、中野区医師会で、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、この学校の3師が集まった研修会を常に年1回以上は行っているわけですが、16日の夜、その講演会がございました。その中では、感染症研究センターと日本学校保健会が今取り組んでいます学校における欠席者情報、学校で欠席者を把握して、それを国立感染症センターに登録をするということで、どのような地域でどんな疾患がはやっているかということを中心に集めようではないかというプロジェクトが始まっています、中野区の小学校も3校ぐらい参加していただいているのです。そのプログラムはそんな難しいものではないので、養護の先生に多少は負担をかけますけれども、10分程度のことで行える。これはなぜかと言いますと、先ほど出ました感染症のことで、例えば新型インフルエンザの情報ですとか、その他の新しい新興感染症とか、再興感染症とか、既存のインフルエンザとか、それが全国的にどのようにはやっているのかということが瞬時にわかるようなシステムを構築されていますので、こういったことの啓発といいますか、今の実態について国立感染研の先生からご説明いただきました。

また、その後は、今話題になっています「携帯・メールの光と影」ということで、インターネット協会の方からお話をお伺いいたしました。実際には、今のインターネット協会に寄せられるいろいろな問題点が浮き彫りにされたのですけれども、学校、もしくは学校現場の先生方は非常に苦勞されているという現実があるように思います。これは今後も私たちが取り組まなければいけないと思いますし、そのときに、文科省がつくりましたDVDも披露されましたけれども、あのDVDはよくできているなどと思いますので、その辺もぜひ学校の現場で啓発に使っていただければなと思った次第です。

19日は、中野区立第一中学校の卒業式がございましたので、出席をいたしました。第一中学も、先ほどからお話がありましたように、この卒業式をもって最後の卒業式ということになると思うのですけれども、最近どの中学校へ行っても感じるのは、子どもたちは歌がすごくうまいなと思います。特に卒業された3年生の歌は非常にうまくて、こんなにうまくなるのだなと。合唱コンクールで随分取り組んだと思いますけれども、こういった子どもたちの音楽教育に、今、中野の現状としては非常に伸びているなというのを現実として見てまいりました。また、最後の卒業式でもありまして、泣いていた方もいましたけれども、歌は一生懸命歌っていて立派だったなというふうに感じました。

その同じ日ですけれども、東京都医師会の学校委員会がございました。私たち学校委員会では、2年間にわたって「生活習慣病の予防と各科学校医の役割」ということをテーマに、最後の答申をまとめたところでございます。今後は、東京都学校保健会というところがあるのですけれども、そこに所属している学校医の先生方には、CD-ROMとして、そのつくられた答申の内容が作成されるのですが、それを利用しますと、例えば学校における皮膚科領域、紫外線予防だとか、おしゃれ障害とか、スポーツ障害、それから婦人科領域では性感染症の話とか、先ほど出ました子どもとメディア折衝の話とか、そういうの

がCD-ROMでスライドショー的に使えるようになりますので、学校での学校保健委員会などで活用いただければということで、4月末には配付されるということで、そういった報告がございました。

3月24日は、江原小学校の卒業式がございましたので、そちらに出席をしておりました。ご承知のように、江原小学校は、現在、耐震工事のために体育館が使えません。ということで、委員長にお願いをしまして、国際短期大学の体育館をおかりしての卒業式となりました。非常に立派な体育館をおかりさせていただきまして、ありがとうございました。この時期、卒業式をやる小学校とか中学校の体育館は寒いのですが、それから比べますと、設備が非常に整ってまして、ありがとうございます。

先ほどある幼稚園で横向きに手渡されたという話がありましたけれども、江原小学校でも、最初と最後以外は先生が対面して卒業証書を一人一人お渡しになっていた光景が印象的でした。なお、江原小学校の校長もこの3月をもって退職されるということで、一言お礼を申し上げておきます。

私からは以上でございます。

飛鳥馬委員

私も、13日金曜日、永福学園に行ってきました。

18日は、ひがしなかの幼稚園の修了式に参加しました。ひがしなかの幼稚園は、園児18人が卒園なのですけれども、当日2人、インフルエンザで休みで、16人でしたけれども、ほかの幼稚園と同じように、修了証書をいただくときに、親御さんが座っているのではなくて、お子さんと一緒に立つという、ほほ笑ましい卒園式でなかなかよかったなというふうに思っています。

翌19日は、たびたび名前が出ていますが、中野富士見中学校の卒業式に行かせていただきました。私は、中野富士見中学校は、現職時代も伺ったことがあって、教育委員になってからも非常に気になっていた学校です。前にお話ししたと思うのですが、そういうことがあって、私、夏休みに、子どもたちとおやじの会とオールナイトウォーキングに参加して一晩歩きましたので、そういうよしみもあって、おやじの会の人にはよく知ってまして、あいさつしてくれてありがたいなと思いました。本当に素晴らしい卒業式で、男の子も涙、涙で、全校が一体となった卒業式だなということを。学校がなくなりますが、新しい学校に伝統を引き継ぎたいという思いも伝わってくるような雰囲気がありました。

大島委員からありましたけれども、おとといですか、非常に寒かったのですけれども、25日の夜の放送を、私は行けないで、夜、テレビを見ました。ずっと見ていましたが、すごいですね。マスコミの迫力というか、学校全体がライトをつけてうわーっと映るのですね。テントを張ってあるのですけれども、映るように透明のビニールのテントを張ってあるのですね。そして、子どもたちの顔を全部映していく。元気に楽しそうに歌っているという、本当によかったなと。それで、事務局に感謝ですが、NHKの問い合わせに中野富

士見中学校を推薦していただいてありがとうございました。何かあるとすぐ名前だけ出てくるのですね。だけれども、こんな学校になっているのだよと全国に発信できたと思うのです。というのは、「手紙」という歌は、今年度ですね、昨年の全国合唱コンクールの中学校の課題曲なのです。だから、合唱部がある学校は全部歌っているわけです。恐らく心ある子はあの番組をまた見て、「ああ、『手紙』を歌っている」と。そういう場面があって、ああ、中野富士見中学校だなと見てくれたらありがたいなということで、私も涙が出そうになって、よかったなという思いをさせてもらいました。

それから、24日は、啓明小学校の卒業式に出させていただきました。啓明小学校も明るく元気で卒業式ができました。ほかの学校でも言っていましたけれども、子どもたちが卒業証書を体育館の壇の上でもらって、そこで一言言うのです。自分は中学校はこういう生活をしたい、部活を頑張りたい、勉強を頑張りたい、あるいはさっきも言っていましたけれども、将来こういう仕事につきたいとか、一言言ってもらっているのです。いろいろ考えた、なかなかいい卒業式だったなというふうに思っています。

それから、25日は、今度は東中野小学校の閉校式に。これは修了式と閉校式と同時にやったのです。ですから、1年生から5年生まで全員参加で、校長先生はよく考えてくださって、1年生から5年生全員が卒業証書をもらうように壇上に上がって、1人ずつもらっておりてくる、そういう方式でした。非常によくできまして、ああいうものが1年生も立派によくできましてよかったなというふうに思いました。

あと、最後ですので、校長先生もお話が難しいと思うのですが、これも感激しました。校長先生が校庭にある栃の木の絵本を自分でつくったのです。絵を書いて、文章を書いて、そしてパソコンで体育館の前に映すのですけれども、絵の部分と文字の部分映して、なおかつ、自分は読み聞かせをするのです。同じことを読むのですけれども、心に訴えるような。栃の木は、最初、学校ができる前から元気に4本あったのですけれども、1本欠け、2本欠け、3本欠け、最後は1本になってしまうのです。その1本も、校長先生が来たときは瀕死の状態、いつ枯れるかという状態になっていたけれども、一生懸命手入れしてよくなって、去年は、栃の実が300個なったと。全校生徒にそれをあげたいと、袋に入れて持ってきたという、普通の閉校式ではなくて、やはり思い出に残る、歴史のある、本当によかったなと思います。

あともう一つは、同窓会の方も来てくださって、「同窓会へ入ってください」という呼びかけをしていました。会長さんが、今までの会長さんから新しい会長さんにかわられて、事務局もできて、「同窓会ですから、2人になるまで続きますから」ということを呼びかけてくれて、これも子どもたちの気持ちに残ったのかなと。感激的な閉校式を行っていただきまして、ありがたいなというふうに思いました。

以上です。

教育長

区議会の報告をさせていただきます。

3月23日に第1回定例会が閉会したわけですが、3月13日、16日、文教委員会がございました。議案といたしまして、幼稚園条例の改正案が可決されました。それから、報告事項として、これはこちらの教育委員会の中でも報告済みのものですが、統合新校の開校におきます保護者、教職員等の意見について、それから、学校評価について、体力テストについて、いじめアンケートについて、仲町小学校跡地のスポーツクラブの整備計画について、哲学堂公園の都の名勝指定についてなど、報告をいたしました。

3月23日に本会議がございまして、条例の改正等、議決案件がいろいろ議決されたわけですが、それに先立ちまして、教育委員選任の同意案件が出ました。飛鳥馬委員、山田委員の再任について提案されまして、同意がされております。

それから、行事等でございますが、私も3月18日、みずのとう幼稚園の修了式に出席いたしました。みずのとう幼稚園では、43名の園児が修了したということで、しっかりと修了式が行われておりました。みずのとう幼稚園で、子どもたちがお別れの歌とか園歌とかを歌うわけですが、全部オリジナルの歌で、みんな「みずのとう」が入っているのです。そういうようなものがいろいろつくってあるらしくて、大変素晴らしいことである、いいのではないかなと思いました。

それから、3月19日ですが、第四中学校の卒業式に出席しました。第四中学校の卒業式は、中学校の卒業式ですので、かなり厳粛な形で行われますが、同じように、どこの中学校もそうですけれども、この中学校の場合は、4曲ぐらいでしたか、歌っておりました。子どもの「門出の言葉」というのがあるのですけれども、普通は、全員が何かしゃべったりするのですが、この場合は5人の代表が出て、前でいろいろお話をするというような形になっております。そのうちの1人が知的障害の学級の生徒が出ておまして、大変印象的でございました。

それから、3月22日、私も中野富士見中学校の感謝の集いに行っていました。先ほどからお話があったけれども、大変いい学校だということが口々に語られるわけです。確かに、昭和61年のあの事件があって、それからまとまったのだろうなということを感じました。確かに非常に不幸なことでしたけれども、あの事件があって、地域が、あるいは保護者が何とか子どもたちを守らなければいけないということで立ち上がって、いろいろなことを始めたということが、今のああいう素晴らしい学校になったのではないかなと思いました。いろいろな催しがあって、3時間ぐらいやっていたのですけれども、そういう面では大変盛り上がっていて、皆さん楽しそうにやっていたというのが印象的でございました。

それから、3月24日ですが、私は上鷲宮小学校の卒業式に行っていました。上鷲宮小学校の卒業式につきましては、校長先生が退職ということで、はなむけの言葉を校長がお話ししたのですが、私もよく知っている方ですが、すごく力が入っているお話でした。

お話の内容は、「巣立ちの舞」というお話でした。これはキタキツネの親と子がいて、キツネというのは子どもを非常にかわいがって育てるのですけれども、ある日、急に気が狂ったように子どもを攻撃し始める。子どもは、何でお母ちゃん、すごいことになっているのだろうということで、最初は信用しないのですけれども、本気になって襲いかかって、もう殺されるというようなことを思って逃げ出す。それは、キツネが子どもが憎くてやっているのではなくて、何とかひとり立ちさせるためにそうしないと生きていけないのでやるのだというようなお話をされて、子どもたちがしんと聞いていまして、きょうのお話はかなり力が入っているなど、すばらしいお話だなと思った次第であります。

それから、3月25日は中野富士見中学校の閉校式に行っていました。夜やったテレビ放映のお話などもしておられましたけれども、そういうことで、しみりした中でも大変よかった閉校式だと思いました。

それから、行事の中で、3月20日に区役所でハイティーン会議というのがございまして出席してまいりましたので、ちょっとお話しさせていただきます。

ハイティーン会議というのは、子ども家庭部が行っているものでございまして、区内の中学生、高校生に呼びかけて、いろいろ会議を開いたり、どこかへ調べに行ったりして、その結果をみんなの前で発表してもらい、そんなような会議でございまして。つまり、子どもの権利条約に基づきますさまざまな子どもの主張というのですか、そうしたものを反映しようというような趣旨の会議でございまして、15人の中高生が参加したのですけれども、残念なことに、ことしは区立の中学生は1人もいなくて、みんな私立、東大附属の子ということで、全員が国・私立の子だったということが特徴だったのです。

内容は、1点目が教育についてということでございまして。2点目が環境問題についてということで、二つのテーマで発表がなされたわけですがけれども、教育については、日本ユネスコ協会に行ったり、百ます計算の方にインタビューに行って、内容をまとめたり、そんなようなことにつつまして発表がございまして。教育というのは、今受けている人にとっては非常に難しいテーマで、内容も、私たちにはなかなかわからないところがあるみたいな感じがちょっとしたのですけれども、いずれにしても、一生懸命調べて、特に教育については、今こういった恵まれた環境で教育を受けられる私たちは非常に恵まれているのだということを非常に感じた。区の教育委員会も、そういうような世界には、こういうユネスコで言っているような、教育を受けるのも非常に厳しい子どもたちがたくさんいるということについてPRというのですか、知らせてほしいというようなことを言われて、帰ってまいりました。

それから、環境問題といたしましては、こっちのほうは反環境主義というのですか、「地球の温暖化などは今ないんだ」という主義の方がいらっしゃるようでして、早稲田大学の教授のところに行ってお話を聞いてきたと。それで、なかなかわからなくなってしまうみたいな、そんなお話でした。

それから、メルセデスベンツの会社へ行って、メルセデスベンツでの環境への取り組みについて調べたり、それから、女性の衆議院議員のところに行きまして、いろいろお話をきいて、写真を撮って帰ってきたというか、そういうような。特に衆議院議員には女子の生徒さんが大変感動しております、「すごい立派な人だ」というお話をされておりました。

私からは以上でございます。

高木委員長

それでは、それぞれの委員からの報告につきまして、何かご質問、ご発言がありますでしょうか。

教育長にちょっとお聞きしたいのですが、今のハイティーン会議で区立の子がいないというのは、今後ふやすような施策はあるのでしょうか。

教育長

去年は、第一中学校の子が4人ばかり出ていたのですね。応募して、グループで出る感じがあるものですから、そのような感じで、積極的な子がいると出るようなのですが、今回、PRの仕方もあるのかなというふうに思いますし、子ども家庭部とも少し協力をして、せっかくやるのですから、こちらも区立が入れるような働きかけをしていきたいと思っております。

高木委員長

やはり私立の中学、高校、国立もそうですけれども、一貫教育の中で、調べ学習というか。今、大学や短大の学生の学力が低下していると言われていたのですが、その中等教育の段階からいろいろ調べるというのをすごく時間を割いて。カリキュラムが学習指導要領にありますけれども、うまく弾力化してやっていますので。公立でも、調べ学習をやっていると思いますので、ぜひ1グループぐらいは出るようにしたいですね。

質問がないようでしたら、事務局報告に移りますが、事務局からの報告は何かありますでしょうか。

ないようですので、以上で、本日の日程を終了いたします。

ここで、傍聴の皆様には4月の教育委員会の開会予定についてお知らせいたします。来週4月3日金曜日は休会といたします。再来週の4月10日金曜日と4月17日金曜日は、午前10時からいつものとおり教育委員会の会議を開会する予定でございます。4月24日金曜日は、中央中学校の訪問と校長先生との意見交換会のため、教育委員会の会議はございません。したがって、4月の教育委員会の会議の予定は4月10日と17日の2回でございます。

<委員長退任あいさつ>

高木委員長

それでは、私の委員長としての任期はきょうまでですので、議長はきょうが最後になります。いろいろ不慣れで皆様にご迷惑をかけたと思いますが、ご容赦いただければと思

ます。また、本来、きょうまでに学校再編の中長期の計画を策定して発表しなければならないところがございますが、私の努力不足で、ちょっとまとめることができませんでした。大島委員長にバトンタッチして、大変な仕事を残してしましますが、なるべく来年度の早いうちに発表できるように教育委員会としても全力で取り組んでいきたいと思っております。

これをもちまして、教育委員会第 10 回定例会を閉じます。

午前 11 時 40 分閉会